議案３

「情報指令課の事務等に関する協定書（案）」について

「情報指令課の事務等に関する協定書（案）」を次のように定める。
なお、本協定については、令和８年１１月２７日に協定団体間で締結するものとする。

情報指令課の事務等に関する協定書

京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、精華町、相楽中部消防組合及び乙訓消防組合（以下「構成団体」という。）は、共同して設置する情報指令課が処理する事務、組織及び職員の取扱いその他情報指令課の運用に必要な事項に関し、京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置に関する規約（以下「規約」という。）第１３条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（用語）
第１条　この協定において使用する用語は、規約において使用する用語の例による。

（消防指令センターの名称）
第２条　情報指令課に置く消防指令センターの名称は、京都府南部消防指令センターとする。

（事務分掌）
第３条　情報指令課（京都府南部消防指令センターの所管に属するものを除く。）が分掌する事務は、次のとおりとする。
⑴　情報システムの活用計画の調査、研究及び企画に関すること。
⑵　情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関すること。
⑶　消防通信施設の企画並びに整備及び保全に関すること。
⑷　無線従事者その他の通信に係る者の指導に関すること。
⑸　消防通信に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
⑹　指令管制業務に係る企画及び調整に関すること。
⑺　指令管制業務に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
⑻　消防指令センターに関すること。
２　京都府南部消防指令センターが分掌する事務は、次のとおりとする。
⑴　災害通報の受付及び出動指令並びに消防通信の運用に関すること。
⑵　部隊及び指揮者の出動計画に係る運用に関すること。
⑶　災害時における情報の収集並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。
⑷　気象情報その他災害に関する情報に関すること。

（職の設置）

第４条　情報指令課（京都府南部消防指令センターを除く。）に、情報指令課長、情報システム第一係長、情報システム第二係長、通信係長及び指令管理係長その他必要な職員を置く。

２　情報指令課に担当課長又は担当係長を置くことがある。

３　京都府南部消防指令センターは、交替制勤務（三部勤務）とし、各部に消防指令センター長及び副消防指令センター長その他必要な職員を置く。

４　課長、担当課長及び消防指令センター長は消防監又は消防司令長を、係長、担当係長及び副消防指令センター長は消防司令をもって充てる。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（職員の身分取扱い）

第５条　職員の身分取扱いに関する事項は、構成団体の消防長の協議により別に定めるものとする。

２　構成団体（代表団体を除く。次条及び第８条から第１０条までにおいて同じ。）の長は、代表団体の長から規約第６条の規定による通知がされたときは、当該通知の内容に関し、代表団体の長に意見を申し出ることができるものとする。

３　代表団体の長は、前項の意見を受けたときは、当該構成団体の長と協議するものとする。

（専ら代表団体のために行う事務）

第６条　規約第９条に規定する特定の事務とは、ヘリコプターテレビ電送システムに関する事務、地域衛星通信ネットワークに関する事務その他代表団体が専ら自らの団体のために行う特定の事務（以下「特定の事務」という。）とする。

２　特定の事務を行うために必要となる人員相当数は、代表団体の消防長が構成団体の消防長と協議のうえ、定めるものとする。

（情報の公開等）

第７条　情報指令課が行う事務（特定の事務を除く。）に係る情報の公開及び個人情報の開示（以下「情報の公開等」という。）に関する事務手続については、情報の公開等の対象となる事案を主管する構成団体（以下「主管構成団体」という。）において、個人情報の保護に関する法律、当該構成団体がそれぞれ定める情報公開に関する条例その他の関係規定に基づき実施するものとする。

２　代表団体は、情報の公開等に伴い必要となる情報を主管構成団体に提供するものとする。

（監査）

第８条　情報指令課が行う事務に係る通常の監査は、代表団体の関係規定を適用し、代表団体において実施するものとする。

２　代表団体は、前項の監査結果を構成団体に報告するものとする。

（議会対応）
第９条　情報指令課が行う事務に係る議会対応については、各構成団体において行うものとする。
２　代表団体は、議会対応に必要となる情報を構成団体に提供するものとする。

（事務報告）
第１０条　代表団体は、毎年度終了後６０日以内に、情報指令課が分掌する事務（特定の事務を除く。）に関し事務報告書を作成し、構成団体に提出しなければならない。
（協議）
第１１条　この協定の施行に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、構成団体の長が協議して定める。

附　則
（施行期日）
１　この協定は、令和８年１２月１日から施行する。
（経過措置）
２　第１期運用期間におけるこの協定の適用の対象は、京都市、京田辺市、久御山町、精華町及び乙訓消防組合とする。
３　前項の規定にかかわらず、第１期運用期間において、第７条から第１０条までの規定は、規約第８条及び第１１条に規定する範囲に限り、宇治市、城陽市、八幡市及び相楽中部消防組合にも適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書９通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ１通を保管するものとする。

令和８年１１月２７日

京都市長

松　井　孝　治

宇治市長

松　村　淳　子

城陽市長

村　田　正　明

八幡市長

川　田　翔　子

京田辺市長

上　村　崇

久御山町長

信　貴　康　孝

精華町長

杉　浦　正　省

相楽中部消防組合管理者

谷　口　雄　一

乙訓消防組合管理者

安　田　守